

厚生委員会會議録 第十二号

昭和二十八年七月三日(金曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事古屋 菊男君

理事長谷川 保君 理事堤 ツルヨ君

理事中川 俊思君

助川 良平君 田中 元君

降旗 徳弥君 安井 大吉君

中野 四郎君 山下 春江君

滝井 義高君 柳田 秀一君

杉山 元治郎君 中村 高一君

亘 四郎君 有田 八郎君

出席政府委員

厚生政務次官 中山 マサ君

厚生事務官 高田 浩運君

(医務局長) 久下 勝次君

(厚生事務官) 山口 正義君

(衛生局長) 曾田 長宗君

厚生技官 聖成 稔君

厚生技官 川井 章知君

厚生技官 引地 亮太郎君

厚生技官 山本 正世君

厚生技官 山本 正世君

厚生技官 山本 正世君

厚生技官 山本 正世君

厚生技官 山本 正世君

厚生技官 山本 正世君

厚生技官 山本 正世君

厚生技官 山本 正世君

厚生技官 山本 正世君

厚生技官 山本 正世君

厚生技官 山本 正世君

厚生技官 山本 正世君

厚生技官 山本 正世君

厚生技官 山本 正世君

厚生技官 山本 正世君

厚生技官 山本 正世君

厚生技官 山本 正世君

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案(内閣提出第一四四号)

同日

理容師美容師法の実施に関する諸願(安井大吉君紹介)(第二九二号)

同(田中伊三次君紹介)(第三三九号)

同(中川俊思君紹介)(第三三九号)

同(降旗徳弥君紹介)(第三三九号)

同(中野四郎君紹介)(第三三九号)

同(滝井義高君紹介)(第三三九号)

同(杉山元治郎君紹介)(第三三九号)

同(亘四郎君紹介)(第三三九号)

同(有田八郎君紹介)(第三三九号)

同(中山マサ君紹介)(第三三九号)

同(高田浩運君紹介)(第三三九号)

同(久下勝次君紹介)(第三三九号)

同(山口正義君紹介)(第三三九号)

同(曾田長宗君紹介)(第三三九号)

同(聖成稔君紹介)(第三三九号)

同(川井章知君紹介)(第三三九号)

同(引地亮太郎君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

八六号) らい予防法案内閣提出第二三四号)

同日

理容師美容師法の実施に関する諸願(安井大吉君紹介)(第二九二号)

同(田中伊三次君紹介)(第三三九号)

同(中川俊思君紹介)(第三三九号)

同(降旗徳弥君紹介)(第三三九号)

同(中野四郎君紹介)(第三三九号)

同(滝井義高君紹介)(第三三九号)

同(杉山元治郎君紹介)(第三三九号)

同(亘四郎君紹介)(第三三九号)

同(有田八郎君紹介)(第三三九号)

同(中山マサ君紹介)(第三三九号)

同(高田浩運君紹介)(第三三九号)

同(久下勝次君紹介)(第三三九号)

同(山口正義君紹介)(第三三九号)

同(曾田長宗君紹介)(第三三九号)

同(聖成稔君紹介)(第三三九号)

同(川井章知君紹介)(第三三九号)

同(引地亮太郎君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

ことば、私どもも大体さうに承知をいたしております。もつとも一般市町村行政のことを担当いたしましたり、その中で、金銭的な立場からこれを批判する能力もございませんが、しかしながら私どももさうに聞いております。また、毎年全国的に集計をいたしますと、十七億という一般会計からの繰入れが行われております。実情にもかかわらず、なお各国民健康保険が赤字のために経営難にあえいでおります。実情、こういう点を考えますと、確におつしやる通りであらうと存じます。

同日

理容師美容師法の実施に関する諸願(安井大吉君紹介)(第二九二号)

同(田中伊三次君紹介)(第三三九号)

同(中川俊思君紹介)(第三三九号)

同(降旗徳弥君紹介)(第三三九号)

同(中野四郎君紹介)(第三三九号)

同(滝井義高君紹介)(第三三九号)

同(杉山元治郎君紹介)(第三三九号)

同(亘四郎君紹介)(第三三九号)

同(有田八郎君紹介)(第三三九号)

同(中山マサ君紹介)(第三三九号)

同(高田浩運君紹介)(第三三九号)

同(久下勝次君紹介)(第三三九号)

同(山口正義君紹介)(第三三九号)

同(曾田長宗君紹介)(第三三九号)

同(聖成稔君紹介)(第三三九号)

同(川井章知君紹介)(第三三九号)

同(引地亮太郎君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

収納が困難であると認められます。そのほかに、この貸付の条件に該当する保険者のみの集計になっておりますが、四億二千七百万円です。そのほか、これらに保険者につきましては昭和二十七年に新たに赤字が生じ、未収保険料が生じ、また将来収納困難と認められる額があるものであります。この額が六億六千二百百万円でございます。合せて二十七年末に存在する未収保険料で将来収納困難なものは十億九千万円になるものであります。この貸付の対象にならない保険者、すなわち具体的に申しますと、保険料の徴収成績が七〇%未満の保険者は貸付の対象になっておりませんが、念のため申し上げますと、昭和二十七年末に九億八千万円あるものと予想しているものであります。

同日

理容師美容師法の実施に関する諸願(安井大吉君紹介)(第二九二号)

同(田中伊三次君紹介)(第三三九号)

同(中川俊思君紹介)(第三三九号)

同(降旗徳弥君紹介)(第三三九号)

同(中野四郎君紹介)(第三三九号)

同(滝井義高君紹介)(第三三九号)

同(杉山元治郎君紹介)(第三三九号)

同(亘四郎君紹介)(第三三九号)

同(有田八郎君紹介)(第三三九号)

同(中山マサ君紹介)(第三三九号)

同(高田浩運君紹介)(第三三九号)

同(久下勝次君紹介)(第三三九号)

同(山口正義君紹介)(第三三九号)

同(曾田長宗君紹介)(第三三九号)

同(聖成稔君紹介)(第三三九号)

同(川井章知君紹介)(第三三九号)

同(引地亮太郎君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

同(山本正世君紹介)(第三三九号)

ものは、調定をしたところの保険料が即予算額になつております。従つてそれはそのまま、今度は年度末になつて保険料の集まらないものが未払い保険料になつております。こういう予算の組み方は日本のほかの会計には私はないと思う。たとえばわれ／＼が一般会計の予算を組む場合においても、調定額がそのまま税金においても予算額になつておりません。これは調定額のとえは八〇％くらいを予算に組んで、そして今度はその組んだ予算の中から、未収の税金が幾らだ、こういうことになつていく。ところが国民保険というものは特別会計であるがゆゑに、保険料即それが予算額になつて来ておるのでございます。こういうところに国民保険のいわゆる赤字の根本的な原因が出て来ているわけです。もしこういう状態で、たとえば一千万円の予算をもつて保険料一千万円を予定しているとするならば、これは九〇％の保険料の収納率があつても、未収のために年々百万円程度の赤字が出て来ているわけですね。そうするとこれは十年の後には一年分の赤字が出て来るということになるのでございます。こういう点、政府の方においては、かくやつて市町村に對して、いわゆる国民保険の予算の組み方について、一般の会計の組み方と同じような方向で調定額即予算額という方向にならないうように指導する意思があるかどうか、お尋ねいたします。

○久下府委員 五千以上に上ります各市町村の国民保険特別会計予算の組み方につきまして、私実は詳細に事実を申し上げる能力がございませんが、しかしながら大体において御趣旨の通

りであると思ひます。結局問題点となりますのは、一方におきまして市町村住民の保険料負担能力が限界に来ていふこと、他面におきまして、健康保険の主たる対象であります療養費の給付の受診率が年々増加をいたして、従ひまして必要な支出すべき経費は逆に増しているというやうな関係から、そのやうな町村はやむを得ずしてそのやうな予算の組み方をせざるを得ないということであらうと思ひます。これはお話の通り結果においては赤字予算になるということになります。赤字予算になるという点に於いては、そのやうな点は確かに予算の組み方、是正をさせる必要があると思ひ、その意味で嚴重な指導をいたしたいと思ひます。ただ従来はこうした貸付制度に療養給付費に對する国庫の負担がございましてはさうな点については結局赤字の生ずることをいかにしようとしたが、なるべく健全に／＼というところで口の先で指導せざるを得なかつたのでございますが、幸いにして昭和二十八年年度からは、一方におきましてこの法案の改正に伴つて赤字解消のため貸付制度が改善をされますし、また一方におきましては新たに療養給付費に對する今年度の補助も出るということになりまして、私どももいたしましてはこの機会に、おとしやる通予算の面におきまして、また運用の面におきまして、嚴重に文字通り再建できるように指導したいと思ひます。

○滝井委員 しかば今の御答弁で、二十八年年度はできないでしょうが、二十九年度から少くとも調定額即予算額というやうな予算の組み方はなるべくさせないやうに指導するといふふうに了解してさしつかへありません。——しからばその次に移りますが、現在そのやうな状態、たとえば炭鉱地帯の例をとつて、つづ込んで尋ねてみたいことがあるのですが、現在普通の健康保険と国民保険とが併用されているところが非常に多いのでございす。ところがたゞいま申しましたやうな調定額即予算額のために、市町村の国民保険の財政には非常な赤字が生じておる。従つて市町村の一般会計の中からはこの特別会計の中に相當の金を、多量に繰り込んで、つづ込んでいけるのが現状です。ところが一般の市民からあるいは町民から集めたお金を、特殊の一部のグループの国民保険の中に一般会計の中からつぎ込むというところに反對の意見が出て来つたのでございす。もし一般会計からその赤字補填のために国民保険の中につぎ込むとするならば、当然健康保険に——たとえばそこに大きな炭鉱がある、健康保険の組合を持つていふと、健康保険の組合は当然そこに住んでおる組合員は当然その町民及び市民であるので、国民保険に上つてつぎ込むと同様に、あるいはそれ以上のものを健康保険につぎ込むべきであるという意見が合頭して来ておるのであります。これは一般会計から国民保険特別会計に繰込んで赤字を補填して、国民保険を再建して行こうといふことの、一つの大きな障害になつておると思つてございす。その点につきまして政府はどういう見解をお持ち、それに対して今後どういふ対策の手を

打とうとしておるか、その点をお聞きいたしたい。

○久下府委員 お話の通り国民健康保険をやつております市町村の実情は千差万別でございす。私どもも炭鉱付近その他大都市の附近等におきまして、そのやうな事例を耳にいたしておるのであります。ただこれに對しまして、健康保険の被保険者、特に被保険者の被扶養者が問題でございす。被扶養者を国民健康保険の被保険者としていないところというところがある。今お話をいたしましたのは、健康保険の被扶養者を国民健康保険の被保険者としていない場合の問題であらうかと思ひます。ところが逆に健康保険の被扶養者を被保険者としておらず、ところにもまた問題が出ておるわけにございす。それは結局健康保険の被保険者の被扶養者は、国民健康保険の被保険者になりまして、健康保険の方から半額の給付、また国民健康保険の方から半額の給付、結局無料で医療が受けられる結果になるわけにございす。そうしますと、他の一般の住民は半額を支弁しなければなりません。同じ町民に住んでおられますが、同じ問題はないといつたとしても、実問題として現れて参りますのは、被保険者によりまして受診率が非常に違つて来るのであります。このことはそのためにまたその市町村の国保の財政に大きなひびを入らして、一般会計から繰入れることを余儀なくされておるといふやうな問題もあるものでございす。実はそのやうなことを申し上げましたのは、結局地方々々によりまして実情に差異があり、また現在やつてお

りますもの、健康保険の被扶養者を入れておるところと入れておらないところ、これは条例の決定にまかしておるわけにございまして、私どもとしてはこれを画一的にどうしろといふことを言うのは、なか／＼理論的にも實際的にもむづかしい面がございす。そこで、今の状況ではどうしろといふことまで指示する意図はございせん。結局は各地方の実情に應じ、その地方の保険者それ自身の決定にまかせ、市町村条例の定めるところにまかせておるといふのが現状でございす。

○滝井委員 たゞいまの厚生当局の御説明にもある通り、何ら対策がないといふやうな現状なんです。あなた方自身、監督の地位にある方たちでございす。その事務をとつておる者、あるいは診療を担当する医師、あるいは診療を受ける側に至つては、またたく現在の保険というものはつぎはぎだらけでどうにも処置のしようがないといふやうな現状なんです。現在診療を担当する医師はまづたたく事務屋になつておられます。こういう状態では日本の医学の進歩に非常な障害を及ぼして参ります。さらに今度国民健康保険のしかれていふ地区に、一部日雇い労働者の保険が出て来るということになります。さらにこの手続というものが晦澁して来るのであります。こういうふうな現在の日本の社会保険といふものはつぎはぎだらけでどうにもならないところの限界に来ておる。昨日厚生大臣もこれはぜひとも一本にしなければならぬといふ意見を吐いておつたやうでございす。もう一本化していい時期が来てると思ひます。政府はこ

ういうめんどくさい複雑怪奇な状態の中に民衆を放置することなく、ほんとうに社会保障制度をやるうとするならば、すみやかに一本化の努力をしなければならぬ時期が来ていると思ひますが、大体いつごろからやるのか御答弁願ひたい。

○久下政府委員 お言葉を返すやうで恐縮でございますが、私が先ほどの御質問で申し上げました健康保険の被扶養者の取扱ひをどうするかということにつきましては、これは技術上の問題もありまして、一律にどうこうということをお願いしたい。

○久下政府委員 お言葉を返すやうで恐縮でございますが、私が先ほどの御質問で申し上げました健康保険の被扶養者の取扱ひをどうするかということにつきましては、これは技術上の問題もありまして、一律にどうこうということをお願いしたい。

は、それ／＼対象が違ひますし、またそれに伴つていろいろと歴史的な経過も違つたものを持つております。事務を所管する出先機関にいたしまして、簡単にこれを統合するというわけにも参らない実情もございまして、従ひまして今すぐ時期をきめて統合するということは、私どもの立場から申し上げる段階には至つておらないのでございまして、将来の問題といたしましては、その点につきましても、私ども事務当局としても十分考へて検討いたしておるといふことで御了承を得たいと思ひます。

○滝井委員 どうもはなはだ自信のない御答弁で、不満足でございます。次に現在市町村の一般会計の中から十七億、十六億八千九百万円ばかり繰入れしております。現在この繰入れについてある連合会の会長は、われ／＼が一般会計から特別会計への繰入れを強く要請した場合に、こういうことを言つておるのでございまして、国民健康保険という特殊の一つのグループのつくつておる保険に対して、一般市民から、村民から、町民から集めたところの税金をもつてそれに普遍的に出すということは、国民健康保険の加入者の中には貧乏人もあれば金持もおる、これが貧しい人ばかりであるならば、これは一般会計から特別会計に繰入れるということは理論的には成り立つけれども、その中には非常に富んだ人もおるのだ、従つてその富んだ人に対して一般から集めた税金である一般会計から特別会計に繰入れすることは財政法上の違法である、こういうことを言つて、項として一般会計から特別会計に繰入れないところの市町村もあるわけなん

です。私はその理論は間違つておると思ひますが、厚生当局は財政法上間違ひがあるとお考えであるかどうか御答弁を願ひたい。

○久下政府委員 滝井さんと同じように私も結論としては間違つておるとは考へております。と申しますのは、第一に、保険だといふと、貧しい者というお話がございまして、国民健康保険の保険料につきましては、所得割といふものがございまして、所得割によつて貧富の差に応じて保険料を徴収しております。そういう点からその問題は一つは解消すると思つております。もう一つの面は市町村住民の中には他の保険の方に關係しておる者が相当おるわけでありまして、それにいたしましても国民健康保険は相当特別なものを除きましては市町村住民全部が入る建前でございます。従ひまして市町村住民の全員でなくとも、その大多数の者に均霑をするものでありますれば、これは一般会計、一般の税金から出してさしつかえないと思つております。

○滝井委員 市町村長あるいは連合会の中にもそういう考へを持つている方が相当ありますので、厚生当局は今の御意見のようにぜひ御指導願ひたいのであります。

それからさいせんあなたの言葉の中にそれはどうも各省に所屬をしておつて、なか／＼一通りでは行かぬ。ぜひ一本に統合したいと思ふけれども、そういうことはなか／＼ならぬというお話でございまして、そういうように各省に所屬しておるがために、非常な混乱が現在起つて来ておるのでございまして。たとえば国民健康の直管診療所の設置の問題でございまして、現在公的

医療機関の整備のために、府県には知事の諮問機関があります。ところが現在府県に行つてみますと、国民健康を所管するところの民生部關係と、公的医療機関の整備をはかつて行く衛生部關係との間にまつた連絡がないのであります。従つて国民健康の方の直管診療所をつくつても、その近所には衛生部關係の公的医療機関があつたりあるいは開業医があるといふことで、まつた連絡がないのであります。医療機関の整備がまつたためたために行われておるといふのが現状でございまして、こういう点について、大体厚生省というものは中央において連絡をとつておるのかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○久下政府委員 国民健康保険の直管診療所の設置につきましては、過去におきましてさうな事実のありましたことを私も認識いたしております。また現状においても絶無を期したいと思つております。確かに地方におきまして衛生部と民生部の間の連絡がなしに、この種の行政が行われますことは適當でないと思ひまして、私どもは昨年以來嚴重に出光の者につきまして指示をいたしておるのでございまして、同時にまた直接に私どもの方の府県の關係者のみならず、民生部長あるいは衛生部長の會議にも繰返しそのことの協力方を依頼をし、あるいは要請をしておるのであります。中央におきましてもその線に沿ひまして、一般的な医療機関を担当いたしております厚生省内の事務局とは常に緊密に連絡をとつておるつもりであります。なおまたその点につきましては、現われしました結果につきましては、十分徹底しておると

は考えませんが、そういう意圖をもつて、それと同じような考へ方でやつておる、こういうことだけを申し上げます。

○滝井委員 たとえば市町村あるいは連合会等におきましては、直管診療所をつくるということに急のあまり、そこにおけるところの医療の分布がきつめて適正に行われておる開業医をつぶす方向に持つて行くとか、あるいは結核療養所のごときは、すでに衛生部關係でうまく分布しておるのに、今度は健康保険の關係で民生部がまたそれと何ら話し合ひも行わずに建てて行くといふようなことで、医療行政が一本になつていない。同じ厚生省の中にあり、それらの省の中においてさえもつぎはぎな状態が非常に出来ておる。次官もおいででございますが、こういう点についてはひとつせつ／＼とやらわなければ、財政的に実にむだが行われておるのです。そういう点を今後ぜひ十分注意をしてやつていただきたいと思ひます。

それからさらに国民健康保険の行われておる地区と行われていない地区との生活保護費、いわゆる医療補助の問題ですが、私の調査した具体的な数字をきようはちよつと持つて来ておりませんが、国民健康保険の行われていないところと比べて、行われていないところでは、生活保護の方における医療費が半分、済んでおるのでございまして、ところが半分、済んでおるにもかかわらず、現在全国の市町村といふものは、昭和十九年には全国のはとんど九八％ぐらいに国民健康保険は普及しておつたのです。現在なか／＼普及しない。むしろあるものは倒れておる。おそらく私は

この二十九億六千万円くらいの助成金が出て、この委員会でも多分勝俣さんであつたかと思ひますが、急速に進展するであろうという事を言われましましたけれども、私はおそろしく急速に進展しないだらうと思ひますが、とにかくそういうぐあいに非常に生活保護費等も險悪になつてゐる。これは政府なり県なりが国民保険の普及について力を入れなければならぬ。現在県の態度を調べてみると、県はどういうことを言つてゐるかという、国民保険というものは市町村における機関委任事務であり、運営の主体というものは市町村にあるのでありますから、従つてわれ／＼は機関委任事務でその取次をすればよいのであるというふうなことを言つておられます。こういう状態です。戦時中は民政部が先頭に立つて村や町に出て行つて国民保険の普及をやつた。ところが現在は県は機関委任事務にとどまつて、ただ文書の取次をするだけで、もちろん保険課長に熱心な人が来ると熱心にやつておられますが、全体的に見て機関委任事務の形でやつてゐる。だから今度再建整備のために四億以上の金を出し、あるいは二十九億以上の診療のための給付費に対して補助金を出すという形が出れば、当然これは県にもつと筋金を入れて、国民保険の普及をやらせなければいけないと思ひます。その点についてはどうですか。

○久下政府委員 いろいろお話が出ましたが、まず第一に生活保護費の節約でございますが、私の方で一応計算をいたしましたところでは、現在の五千百ほどの市町村で国民健康保険を実施いたしております。その結果生活保護費が節約せられておると認められます。数字は十二億という数字が出ておられます。これは自信をもつて申し上げられるほど正確なものではないのであります。さういふ御了承を願ひます。

それから国民健康保険の普及でございますが、確かに貸付制度ができあがりますが、助成交付金が出ましても、放置しておきましては普及は十分に行かないと考えております。しかし一方におきましては、ただ私が耳にいたしてありますのは、各都道府県から非常に再開の機運が動いて来ておるという事は各地から聞いておるのであります。私もどつとてはさらにその機運を助長いたしたために、先般も各都道府県に通牒を致しまして、都道府県庁の立場におきまして年次計画を立て、また未開の——未開と申しますとまだ国民健康保険を開始しておらない市町村ですが、これに對しまして年次計画によつて再建をさせるように指示をいたしておるわけでありまして、これは仕事それ自身を始めますのみならず、すでにやつておられます保健所に対しては、給付内容の改善、それは先ほどお話しした計画を立てさせるように指示をいたしております。これは近く出さうと思ひますので、その計画に基いて督促をいたして参りたいと考えております。

○滝井委員 今年次計画のお話が出ましたが、まことにけつこうだと思ひます。あなたの方でそういう年次計画を立てて国民健康保険を普及しようという意欲まであらはれるならば、国民保険をやつておる市町村はもうろんそ

れぞれの特殊性があります。しかし特殊性があるにしても、非常に保険料のあるいは保険額の差というものがあまりはけしいのでございます。三千五百円ぐらゐのところがあれば、千二百円ぐらゐのところもある。これは実に差がけしいのでございます。従つて年次計画をやらねばならぬならば、この際ひとつ思い切つて国民健康保険のいわゆる危険分散を積極するように府県単位に国民健康保険をあらためて行く意思はないかどうか。

○久下政府委員 国民保険を実施する区域の単位と申しますか、これは現在の市町村から府県に上げるということ、社会保険制度審議会の勧告にもあることでございます。私もどつとては等閑に付しておるつもりはございません。ただそのお考え方に対しては、今日まだ結論に到達いたしておりません。今日のように各市町村で細々ながらやるといふ点、これ自身が問題でございます。しかしながらまたそれと同時に市町村の住民というものは、非常に親しみが深いわけでございます。なか／＼源泉徴収のできない、これは結局言葉は悪いかもしれせんが、顔のつながりというものが、親しみと申しますか、そういうものをよりどころにおいて保険担当者の努力というものを期待する面が非常に多いと思ふのであります。そういうことを考え合せますと、現在の一般の国民健康保険に対する認識の程度のままにおきまして、ただちに実施の単位を上げるということにつきましては、まだ検討を要する時期ではないか、こういうふう

うに考えております。

○滝井委員 どうもきわめて答弁が消極的で、少しも国民保険の進展について一臂の努力をしようという傾向が見えないことは遺憾でございます。ちよつとこまかい問題にも少し触れてみたいと思ひますが、現在事務費を全額負担するということになつてゐるようでございますが、各市町村におきまして、たとえば千人の被保険者があつて、大抵事務費の全額負担の基準というものはどういふぐあになつて負担をしてゐるか、御説明願ひたい。

○久下政府委員 事務費の補助は予算の基準は昭和二十七年におきましては一被保険者当り五十五円、それが二十八年度予算におきましては六十三円に増額をいたしております。但しこれは実際の交付にあたりましては一律に被保険者数にかけやるものではございませんで、市町村の申請をとりまして府県でまず検討をしてみたい、そしてさらに厚生省におきまして、そしてさらに内容を検討いたしまして、個々について交付をいたしてあります。しかし査定をいたします関係上、申出通りに必ず出すというわけではございませんが、合理的なものと認められま

すものは、基準額を越えましても補助を出してゐる次第でございます。

○滝井委員 わかりました。その次に助成交付金の問題ですが、現在この助成交付金は予算の説明書によりまして、療養給付費、財政力、保険料の収納成績等を考慮して算定交付することになつております。ところが現在助成交付金の配分の際において、これがたとへばさいぜんの政府の御説明では、現在の段階では市町村の特殊性がある

から、それを無視するわけには行かないという御説明でありましたが、現在県においてはこの助成交付金を利用して国民保険に対する官僚制強化の傾向が出て来つたものでございまして、あなたの今言われたことはまづたぐ逆な傾向が二十九億六千万円この金の配分を通じて出て来ようとしてゐるのであります。もしそういう傾向が出て来るとするならば、さいぜん申しましたように、思い切つて府県単位でやつて行くという腹をきめた方がはつきりしていいと思ひます。もしそうでなければこの助成交付金というふうなものを県が自分で握つてしまつて、やつておる市町村に綱をつけるというふうなことはやめてもらなければならぬと思ひますが、この点どうお考えですか。

○久下政府委員 助成交付金が今お話のように県において使われるということ、私もどつとてはあり得ないと思つてゐるのであります。と申しますのは、この助成交付金は私どもの方からは、この助成交付金はあて先は国民健康保険を実施しております各市町村に参るわけでありまして、従いまして途中において県がこの金を使うということとは考えられないことでございます。ただあるいは非常に違法なことでありますけれども、補助金の吸い上げというふうな方法でやれば別でございます。さういふことは私どもとしては通常の場合としては考えられないわけでございます。ただ確かにこういうことをやらすことによつて、これを無用していろいろ／＼県の職員が適当と考えられないような行動に出ますことにつきま

ないような行動に出ますことにつきま

○柳田委員　ちよつと局長にお尋ねいたします。国保の予算案で一割五分の給付の国庫補助ですが、これは昨年の十二月の国会における決議案にも医療給付の少くとも二割、こういうことになつておるのであります。われ／＼は医療給付費の少くとも二割を国庫負担、こういうふうに了解いたしておりますが、ただいまの同僚滝井委員か

らの質問のように、必ずしも現在のやり方が医療給付の国庫負担でなしに、この二十九億何がしかを使つて、今申されたような官僚統制をやられるというようなにおいが多分にわれ／＼は感ぜられるのであります。局長の方ではそういうことはないとおつしやいますけれども、地方に行きますと、やはり多年物を言われた権利でそういうような点が見受けられぬとも限らぬ、現にそういうことを耳にしております。従つて厚生省がこの一割五分の国庫負担を市町村に流される。それに對して四段階にわけて、こう／＼こういうものに對してこうというふうにやつておられると思いますが、それをひとつ詳細に御説明願ひたいと思います。

○久下政府委員 二十九億六千万円の助成交付金の配分につきましては、四つの方式で配分をするつもりであります。第一方式というのは振興奨励交付方式と申しまして、昭和二十七年度的もございました奨励交付金の考え方を取入れたのでございます。これは具体

第二は財政力調整交付方式と申しております。これは結局いろ／＼議論がありましようが、よりどころとして、現在の地方財政平衡交付金の交付の基準がございます。この基準に基いて交付される金額が市町村の一般会計収入において占める地位、割合に応じまして六階級にわけて交付する方式であります。この基本的な考え方は、非

常に関係者の努力もありあるいは住民の理解があるといたしましても、市町村それ自身の置かれております地位あるいは財政力と申しますものが非常に弱いために成績のあがつておらない所があると考えられるのであります。さような意味におきまして、努力にもかかわらず結局財政力それ自身が弱いためにできないものに対する補助として考えた制度であります。

第三は療養給付費調整交付方式というのであります。これは同じく六階級にわけてあります。各保険者ごとに被保険者一人当りの療養給付費を見まして、各段階に應じて六階級にわけて百

第四の方式は保険料調整交付方式といふ言葉を使つております。これは国民健康保険をやつてゐる市町村それぞれによつて非常に受診率に差異がありまして、受診率が非常に高いために療養給付費がたぐさかかつた、従つて保険料を高くとらなければならぬといふような結果に迫られて苦しんでゐる市町村があるわけであります。そういう所に対しては、昭和二十七年

度保険料の全国平均を千九百圓と押え、この千九百圓を上まわります程度度保に應じて三階級に應じて補助金をを出す仕組みであります。これは今御説明申し上げました以上のような各方式によつても受診率が高いとか、衛生状態その他の關係で非常に療養給付費が高くとらなければならぬ苦しい立場にあります保険者に対する救済の方法であります。

以上の様な四方式をそれぞれ各市町村でやつてゐる国民保険の実績に即応いたしまして補助金を出すのであります。お話の中にもございましたのにつけ加えて申し上げておきますけれども、もと／＼この一割五分、二十九億六千万円というものをはじき出しました計算の基礎は、昭和二十七年度的実績ではありませんが、二十八年度の予想される療養給付費を基礎にして、その一割五分相当額を算出したわけ

実績を基礎にして出すわけでありま
す。従つて私どもの想像では、以上の
ような四方式を併用して五千有余の市
町村に補助金を出すわけでありま
す。結果におきまして、今予想してお
りますのは、昭和二十七年の各保険
者の療養給付費に対する補助金の比率
を見ますと、非常に条件のいいと申し
ますか、最低の補助金をもつ市町村
におきましては、少くとも一割近い補助

金、多いものは三割程度までもらつております。そういうようなことによりまして、その間にはそれ／＼今申し上げたような資料に基いて差等をつけております。なおお言葉の中にもありましたけれども、この方式はわれ／＼としてはずでに公表もいたしておりますし、従つて府県なり私どもの方にかつてな修正をすることはできないことになつております。その意味におきまし

て、府県なり私どもがこれによつて適當な作業をする余地は、ほとんどというよりむしろ絶無といつてよいほどでありますので、御了解願います。

○柳田委員　われ／＼は、とにかく国民保険の医療給付の少くとも二割という線です。承しておつたです。ところが今おつしやられるような四段階の方式で地方に流しておられる。實際に行政省が当られるのですから、予算の範囲内でやれるとおつしやるかもしれま

給付の一割五分というのは、大蔵省としては涙をのんで承認した。大蔵省は一割であろうが、一割五分であろうが、二割であろうが、三割であろうが、あるいはまた〇・一五割であろうが、とにかく医療給付というものの対してはびた一文出さないというのが、大蔵省の従来から堅持していた態度である。それを昨年の暮れに大蔵省が屈したのは、大蔵省の役人としてはよく

よく腹の虫にさわつたのでしよう。今でも大蔵省の役人に聞くと、医療給付に対しては補助はしておらぬと言つておる。その一つの現われがこの四方式になつておる。四方式にしておるからこれは医療給付ではないというやうな逃げ口上で大蔵省はみずから慰めてゐるらしい。厚生省に対してもそういう圧力がかかつて来たらしい。あくまでも大蔵省は医療給付に対しては補助し

ない。そういう段階制を設けて成績が上つていないところは補助するとか、助成するとか、育成するとか、そういう考え方をとつておる。それで厚生省に圧力が加わつておるらしい。そういうことが巷間伝わつておる。われ／＼はこれを医療給付一割五分というふうに解釈しておつたところ、今聞きますとはなはだしいところは三割、最低一割というふうになつておりますが、これはどういふようなことであります。

すか。

○久下政府委員 今お話ししました助成交付金交付要領につきましては、解散になりました国会のときに、当厚生委員会の健康保険に関する小委員会を開いて、その際にお配りもし、さらに御審議もいただいております。実はそれで済んだと思つておりましたので、本委員会には申し上げなかつたわけでありました。

それから療養給付金の補助ではないのではありませんかというお話でございますが、私どももいたしましては、先ほど申し上げたように、この一割五分相当額を積算いたしました基礎は、二十八年年度に予想せられます合理的な療養給付金の総額を出してその一割五分を出したのであります。なお補助された金は当然療養給付に使つてもらうつもりであります。それ以外の使途に充てることは認めない方針であります。結局問題は、配分が療養給付費を對象にしないではないかということであらうと思つておりますが、私どももいたしましては、これは先ほど来のお話にも関連して述べましたように、各市町村それぞれ実情が違つております。非常に努力しておるところもあり、努力が十分でないと思われるところもあり、また財政力それ自身に致命的な弱体性のあるものもあります。その他いろいろ条件があるわけでありまして、一律に二割というような配分をいたしますことは、これはむしろ公平を期するゆえんではないと思つております。各国民保険が努力しておるものは努力しておるにそれが認められ、また努力をしても成果が上らないような条件にあります場合には、それ

れがまた補填をされるということによつて、公平に採点されるということこそ望ましいと思つておるわけでありまして、どういふものであります。私どもとしては積算の基礎は療養給付費であり、補助される金は差等につけられるにいたしまして、療養給付費にのみ使われるものであるという意味におきまして、この助成交付金は療養給付費に対する補助ということにおいては何ら疑いがないと思つております。大蔵省当局におきまして、いろいろのいきさつはあつたかとも思つておりますが、最近十分了解をしておりますと思つております。

○堤(ツ)委員 関連して。ただいまの局長の御説明を承つております。一割五分の積算は前金のお金使用法ですが、今の御説明を私が聞き落したのかも知れませんが、あなたが先ほど漏れ非委員にもお答えになったのと矛盾するところがある。それはなぜかといふと、たとえ戦前にはこの国保を実施してつたけれども、どうも経済的に成り立たなくて、市町村財政の赤字を、国保を実施するがゆえにさらに増している。だからこれは一時中止をやむを得ないといふものが相当あるはずだ。その場合に進歩的な市町村長などは何とかしてこれをもう一度再実施したいという意欲がある、その再実施をしたいという意欲を持つておられるに對して二十九億六千万円は、あなたは五箇年計画とか何とかおつしやつてはいるにもかかわらず、それに対する呼び水の金をやるといふような仕組みは今御説明なさつた中になく、私は私に聞かされたが、どうなるつもりですか。それがなければ一応枯渇して、国保が

実施不可能な町村は再起できないはずで、そこに私たちが救済の上から調べれば、前の国会でも申し上げました通り、いづれの保険制度の恩恵にも浴しておらない三千万、五百万の国民の生死の問題があるわけですね。一応倒れたけれどももう一度実施して行こうという市町村に対する保護政策がなければ立ち上れないわけなんです。それに対してはどういうお考えを持っておりますか。

○久下政府委員 まず一つはこの助成交付金それ自身の交付につきまして、私どもとしては保険者に対して二十七年年度の実績で交付をいたしますのが原則の建前でありまして、しかしながらこういうことに刺激をされて、事業の再開をしようという保険者もあると予想されますので、昭和二十八年年度に入りましてから七月一日までに事業を開始いたしました保険者に対しては、この二十八年度の予算に基いて助成金を交付する見込みであります。そういうふうな交付要綱にも明確にしてございまして、これを七月に押えまして理由を、補助というものは何分にも確かな実績を基礎にして出さなければならぬと、あまりあと／＼までこれを見ることはできない事情もありまして、またそれ以後に開始したもののについては二十九年度におそらく同じようなことが予算化され、補助金ももらえらるやうなやうなこともありますので、さうな点に若干の考慮を払つております。なおこれは結局事業をした者に対するだけで、これから始めようとするものに対する呼び水がないではないかといふことはごもつともであります。この点につきまして

は本年年度の予算には記載がございませんでしたけれども、昭和二十九年年度の予算にはぜひさうな点につきましても考慮をしたいと思います。今せつかく計画をいたしております。

○堤(ツ)委員 これは何と国保の場合だけでなく、私は今日の政治の非常に大きな弊害だと思つておられます。市町村では国が金をくれればやる、それから国では市町村が何の金を持つて出頭すればやらせてやうといふたやうな態度で、中央と地方とが両方のふところ／＼あいまいな合意を以て、結局は出ているけれども、国が出してくればやる、また地元が何の金か自腹を切ればやらせてやうといふやうな態度で、にらみ合ひのまませつかくやらなければならぬ福利行政が非常になおざりであるといふ例がたゞさんあるのではありませんか。あなたは七月一日までの情勢を見て再起したものに對しては予算をやるということをおつしやいますけれども、今日赤字の地方の市町村の財政から言へば、国が何の金か呼び水をくんで起して、くれればやる、それについて行けるというのが実態であると思つて。さういふ親心を示さないで、立ち上つて行つたらひとつやつてやうといふのは、まことに冷淡きわまるやり方だと思つて。しかも先ほどのあなたの四段階の発表を承つておられます、この二十九億六千万円の医療給付一割五分の金をめぐつて猛烈な陳情運動が始まる、と私は烙印を押さると思つて。今日私どもが中央におりまして、予算の陳情運動くらい不快なことはいない。またこれは大きな問題でありますから、政党政派を越えて

考えなければならぬ段階に来ておりますが、一厚生省の中において官僚がはばかりをきかせて、陳情がはげしいところ、何かの手を用いて来るところは金を多くやる、さうでないところは薄くやるというやうなものが端的に二十九億六千万円の中に現われていると思つて。さもなくば文書の上で筋の通つたものををくらへるやうに、合法化してこの金をぶんどることに成功しようといふやうなところも現れて来る。非常に弊害は大きいと思つて。せつかくつたわれ／＼としても愛慮にたえないのであります。私は今日国保の問題、健康保険制度の問題をめぐつて厚生省だけをとつちめたとしても、これは無理だといふことは重々承知しております。あなた方が大蔵省に三三九万五、六千の後やつと二十九億六千万の金を国会の圧力によつてどうにかものにされたといふことは大きな飛躍であつて、吉田内閣のもとにおいては私どもは期待しても望み薄かつたのであります。ところがどうやらわれ／＼の圧力によつてこれを実現され得た。そこで厚生大臣はしばしば堤代議士からおほめにあずかつたとおつしやるが、私は厚生大臣個人をほめたのではなくて、吉田内閣のもとにおいては、わが社会党が天下をとらない限り上々であつたから労苦を多とするといふことではめたのであつて、山縣さんよくやつた。私が絶対的なほめ方をしたやうにどこへ行つても広告されるので、堤ツルヨは山縣厚生大臣に選挙資金を出してもらつておるのじやないかと左派からひやかされておるやうな始末ですが、じやうだんはともかくといたしまして、せつかくこうしてわれ／＼がとつた予

意に満たない答弁でございまして、堤先生が申しされましたように、再起しようとするような町村、あるいは、実際に保険料を滞納し、診療費の未払の山があるというようなところは、どうもこれだけでは救えないのが現状です。私は決してこういうものができるとという見通しはまったく立ちません。なぜならば、現在すでに町村にねんんては、二十七年年度までに五十億の赤字があります。市は百九十一億の赤字があります。現在国民保険に三億四千五百万の補助金を出してある。府県にねんては二百五十六億、二十七年年度におおいて地方自治体も四百九十七億といふような赤字をかかえておるのが現在の状態です。これを根本的に改革するための地方制度調査会の結論がまだ出ておりません。それが出たときに、おそらく現在のようなく、こういう防衛支戻金を六百二十億も組み、保安庁費を七百十八億も組んでいるのに対して、こういう日本のいわゆる社会保障費というものが非常に軽い比重を占めているのが国家の財政の中においては、もはやこれは不可能だと思ふ。この際厚生省がほとんどに社会保障制度を推進するところの一つの省であるという自負と自覚と信念を持つならば、維ぎはぎだらけの保険制度を急速に一本化すると、いうことは当然です。今の堤さんの御意見とまったく同一で、もつと真剣に厚生当局もこの委員会も考えなければならぬ段階が来たと思います。ひとつつて考えていただきたい。これで質問を打ち切りたいと思います。

○小島委員長 長谷川君。

ますので、いづれ研究の上善処にしたいと思ひます。

○小島委員長 降旗徳弥君。

○降旗委員 私はまだこの保険問題について十分なる研究をいたしておりませんから、ちよつと思ひついたままに一言御質問を申し上げたいと思ひます。社会保障制度が拡充されるということはもとよりだれもが望むところでありました。しかしながらこれが国家の産業経済の立場から、あるいは個々の国民の生活状態から申しまして、適正に行われておるかどうか、この問題こそはまさに重大な問題であるといわざるを得ないと思ひます。従つてただいま申し上げますように、民間におきましては、この社会保障制度をあくまで充実する、こういう意見と、さらにこの社会保障制度というものについて、イギリス等においてはいろいろの行き詰つた問題を生じておるのであるが、これらの問題を前者のくつがえるものとしてみて行かなければならぬという立場から、深くわが国の産業経済の実態にまで掘り下げて考慮すべきである、こういう二つの意見があるのです。あります。従つて私もがこの社会保障制度を推進する上から申しまして、やはり国の産業経済の基盤というものに尊重する必要があるものであります、従つて厚生省がただいま提案になりましたように、この保険制度を拡

進田に比べて日本の保険制度の問題が、いかなる水準にあるものであるか、こういう懇篤なる説明あるいは解説の資料を提出されたいと同僚議員からも請求があつたのでありますが、これは今後の研究の資料としてぜひ御提

出を願いたい、このことを申し上げておきます。

さらに実は私の親友で舊医者をやつておるものがあるのですが、同君から私にあるときという話がありましたが、実はふしぎなことであるけれども、生活保護法によつて生活をしておるものが、齒が一本欠けたということによつて入れ歯をしてくれということとを請求して来るのだ、しかるに国民の経済の基礎をなすところの農村の百姓さんたちが、たゞ／＼自分の家へ齒が痛くて困るというので来た、そこでこの人の口中を調べてみると抜け齒が四つも五つもあつた、はなはだしいのはもつと多くの抜け齒があるのだ、こういうような事態を見たときに、今日の保険制度というものが、社会保障制度といふものが、それ／＼の国民の生活の基盤から適正に行われておるかおらないか、もし適正に行われておらぬとするならば、まさに國政の前途憂心すべきものである。かような話を聞いたのであります。これは私も社會保障の制度であるいは保險事業の前途に對して多々／＼この充実を期せんとする立場におきましても重大なる問題でありまして、これらの問題につきましましては、施行の責任のあるところの政府當局において意を用いられたことを希望してやまないものであります。そういう意味から申しますと、私は先般國民健康保險の保險団体中央会という団体から、昭和二十八年六月付の國民健康保險医療給付費に對する二割以上國庫負担實施に關する懇請書、こういう書類を受取つてゐるのであります、これを忙がしい中拾ひ読みをして見たのであります、この中に書いてあることは、私はまことに同感にたえないのであります。というところは、この書類によりまして、この國民健康保險の基礎になりますものは、全國民のうち五千五百万、この広大なる地域を占めておる、しかも思ふに及ぶこと今日の國民健康保險の組合員のごときも、はなはだ、かように書いてあるものであります、これらの諸点は、すでにいろいろ／＼委員諸君から質問があつたところでありまして、すなわちこの広大なる基礎を持つたところのこの層は、申し上げるまでもなく農村の人々であらうと思ふのであります。ただいま申し上げましたように都會地におきましては、生活保護法によつてその生活を保つておる人が、一本の齒が欠けたことすら、これを齒科医に要求して填補せんとする状態であるのに、しかも國の大なる基礎となるところの、緑の下の方の力持となつておるところの農村の百姓さんたちが、數本の抜け齒があつて、それが健康上に支障を來すような状態におつても、これを填補することができない、こういう事實から考へてみますと國民健康保險の状態といふものは片手落ちである。であるからこの片手落ちの國民健康保險をいかに助長するかといふことは、これは先ほど私が申しましたような大きな観点から、重大なる問題であると思ふのであります。この点につきましては、特に院内外においていろいろ／＼要望があるものでありますから、深く御考慮にあずかりたいと思ふのであります、この点を強く申し述べまして、御答弁があるならば局長から承りたいと思ひます。

○久下政府委員 いろいろ／＼な点につきましてのお話のごさうでしたが、第一の社會保障制度を実施をし、あるいはその制度をつくりましたために、わが國の産業經濟の基礎を考へなければならぬといふ御意見につきましては、全然同感でございます。具體的な方法といたしましては、私どもの方に法律に基いて社會保險審議会というものがございまして、これは勞使及び中立の各方面から代表の方に出ていただきまして、そういう方々からそれ／＼の面から御批判をいただいております次第であります。なお各種の社會保障立法につきましては、御案内の通り内閣に所屬いたしまして社會保障制度審議会でも、さうな見地から十分検討が行われておると承知いたしております。私ども自身といたしまして、未熟ではあります、そういう点につきましては十分意を用いてあるつもりでございます。

それから各國の實情に關する資料をいふことでございまして、これは私どもの方に資料がございまして、申し上げておきますと大分長くなりますから、後ほどお届け申し上げます。なおこれも御案内かと思ひますが、先般閣下先生の御質疑がございました、昨午社會保障の最低基準に關する國際労働機構の會議があつて、その條約が一応決定をいたしております。ただわが國は批准をしておりませんが、この最低基準の條約に書いてありますことと、わが國の現行制度といふものの比較を比べてもらふといたゞくことが、あるいは適當ではないかと存じますので、さういふようなものにつきまして、ごく簡単な資料をつくりましたものがございまして、後刻お届け申し上げます。

から、ごらんをいただきたいと思ひます。簡単に結論だけ申し上げますと、條約の内容は九部門にわかれて、医療とか、疾病とか、失業とか、あるいは業務障害、家族給付、出産給付等々の部門にわかれております。わが國では大体三部ないし四部——見方の相違がございまして、さういふ言い方をしておりますが、この最低基準に合致しているものが現に行われておるといふことは、申し上げ得ると思ひます。これらの資料は後ほどお届け申し上げますことにいたします。

それから生活保護法の医療扶助の問題につきましてお尋ねでございますが、これは私の直接の所管でございせんので、お許しをいただければ、後刻担当の局長からお答えを申し上げますことにさせていただきますと思ひます。御質問の趣旨は、それよりも國民健康保險の療養の給付の内容が、各保險者ごとに相違しておつて、今御趣旨のやうな齒科の補綴の給付が行われていないところがある、あるいは行われているところがあるといふことは、おつしやる通りであります。私どももいたしましては、これらの点につきまして、ちやうどいつとも申し上げるやうに、今度の助成交付金が實現をいたします機会に、少くとも健康保險の家族並の給付をいたしたいといふことで、先ほど申し上げました一割五分の療養給付費の算定をいたします場合も、そのことを基礎にして計算してあるはずでございます。従いましてあやうやうな補助が出ますと同時に、私どもとしては、各保險者の療養給付の内容の向上といふことにつきまして、十分意を用いて行きたいと思ひますし、こ

とに齒科の補綴の給付につきましては、健康保險並にやりますれば、当然給付が行われる結果になると思ひます。その他の点につきまして、今申し上げたやうな考え方から指導をし、監督をして参りたいと思つております。

○降旗委員 ただいま局長からお話があつたのであります、私どもの手元へ日経連から一応の意見書が参つております。それによりまして、先ほど局長の説明されましたこの審議会においては、一年延長のために必要とする經費は、國家が直接國費をもつて結核予防法及び生活保護法の面でも負担すべきものであるといふ了解を得ておつたにもかかわらず、それを明確にしないことはけしからぬといふことがここに書いてあります。こういう点はひとつ御留意を願いたい、こう思ふのであります。

さらにもう一点お伺ひしたいことは、健康組合の法定準備積立金の目標は、従来過去三箇年間の平均保險給付年額を積み立てることを目標として、百分の五ずつを積み立てているやうであります。しかしながら實際の狀態から申しますと、一年間でなくて、これは二箇月、三箇月ぐらゐの目標でよろしいだらう、こういう意見があるやうでございますが、この点につきましてどうお考えでありますか。

○久下政府委員 まずもつて、これはお尋ねはございせんでしたが、日経連から出ました意見書の中にありますことをあげての御意見でございましたが、これは実は非常に誤りがございまして、あえて申し上げておきたいと思ひますが、社會保險審議会におきま

て、療養給付金の延長に要する費用は
国庫の負担をもつてやるべきである
という意見は、経営者側から出たこと
は事実でございます。これは相当議論が
行われたのでありますが、結局審議会
におきましては、採決をいたしました
ので、多数をもつて原案が可決されて
成案いたしました。もちろんそれに賛
成の方であらうとは思いますが、多
数をもつて原案が可決されているので
ございます。その表現は非常に誤り
でございます。また健康保険組合の
準備積立金の問題でございますが、
この点は、御意見に對しては、私
どもとしても今検討いたしております
必要があるかどうか、むしろある程
度は減額してもよろしいのではない
かというふうな考え方になりつあり
まして、ただいま検討いたしてお
ります。それまでに至る間におきま
しても、積立金の運用におきまして
は、これを死に金にしないように、十
分活用できるように、予算認可等の
際注意をいたしておるつもりであ
ります。

○小島委員長 以上四法案について、
他に御質疑の方はありますか——他
に御質疑のないようでありますから、
お諮りいたします。以上四法案につ
いての質疑は終了したものと認める
に御異議ありませんか。

○小島委員長 御異議ないようであ
りますから、四法案の質疑はいずれ
も終了したものと認めます。討論採
決は次回に譲ります。

○小島委員長 次に行い、予防法案を議
題として審議に入ります。
お諮りいたします。本法案の審議に
つきましては、秘密会にいたしたい
と思ひますが、御異議ございませんか。

○小島委員長 御異議なしと認め、本
法案の審議については秘密会といた
します。傍聴人の方は御退席を願
います。

〔午後零時八分秘密会に入る〕

○小島委員長 質疑の通告があります
ので、順次これを許します。長谷川保
君。

○長谷川(保)委員 このらい、予防法の
改正につきましては、昭和二十二年以
來全国の療養所に収容されております
方の患者諸君の非常な要望があつて、
これにこたへまして、政府が予防法の
改正を企図せられ、大きな努力をも
つて、本法案を提出されたことに對
しましては、私は敬意を表するもので
ございますが、その後御承知のよう
に、全国の患者諸君は、前国会に提
案せられました法案に對しまして、非
常に反対の意思を表明せられ、今日全
国におきまして、作業放棄、あるいは
ハンスト等をせられて、大きな騒
ぎとなつておりますことはきわめて遺憾
に思ふ次第であります。しかしなが
ら今回本国会に提案せられました法案
を再三再四私は読みかえまして、
て、やはり感じますことは、患者の
主張の中に二、三の誤解もあると思
ひますが、しかし患者の主張であ
ります。この予防法案の根本的な考
え方が、依然として取締り立法的な
ものであつて、患者の福祉を十分に考

ておらぬという考え方に對しまして
は、法案を熟読いたしました。私はや
はりそうだと感ずるを得ないのであ
ります。この点患者の言ひ分はもつと
もであるといふことを率直に私は認め
ざるを得ないのであります。昨日私は
尾光光明國の職員一同からの陳情書及
び声明書を受取りました。これを讀み
まして、実に問題の急所をついてお
る、実によく書かれておると思ひま
す。その中に重要な点をここに拾
ひ読みしてみます。まず声明書の方
を讀めば、大体その意図するところが
わかると思ひますので、それを少し重
要な点だけを拾ひ読みしてみたいと思
ひます。『吾々療養所に勤務する職員
は、家故郷と別れ入園し來つた患者
に對して、日々完全なる治療を施し、
その生活を保護保障し、側ら迫害を逃
れ來つた患者を心身共に安んぜしめ且
つ更に力強い希望を抱かせて將來に備
へさせるにある。この為には療養所の
存在規定と意義があく迄人道的見地
に立つた社会保障制度であることを前
提とする。』とまず言つております。

さらにまた現行の療養所法を批判
し、この根本的な改正を要望いたしま
して、『該予防法は云々他の社会一般
の集團価値と秩序を維持させる為に
療養所入所者集團を没価値たらしめる
在方に陥つてゐる。一般社会の集團の
価値と秩序を維持させるために、療養
所に入所しております方々のその集
団、その社会といふものを、何でもか
んでも療養所に収容、隔離しておけ
ばいいといふことで、この療養所に入
所した患者諸君の十分なる人間とい
つて考へられないといふのが確

かに現行の療養所法の非常な欠陥であ
る。しかしこういふことが文章の上で
はあちこちに福祉といふ言葉が今回の
改正法案の中にもございますけれど
も、今回の改正法案を見まして受け
取る感じといふものは、やはりこうい
う感じがする。そして予防と取締り
ということが中心であつて、福祉とい
ふことはこの法案全体から見ましてつ
け足しという感じがするのでございま
す。この点をさらに少し説明してお
りまして、『これは強権の根拠は一般社会
人に類疾伝染の危険を避けさせる為の
所謂防上の見地に立つ社会政策であ
る。』と断じております。さらに『即ち
患者は一般社会人を安全に生活させ
る為、己が一身を犠牲にして入所せし
められた、といえるのであつて社会政策
上の立場よりすれば患者を隔離収容す
ることにより目的は達成せられたので
ある。従つて一旦入所せしめられた患
者はそれ自身社会的に抹殺されたに等
しい。従つて入所した患者は只隔離さ
れた人々として客観的取扱ひを受
けることになる。茲においてか入園以
後の患者の社会的、人格的生活に對し
ては何等の配慮をも望み得ない。斯か
るに弊に陥つたのは即ち現行療養所法
があまりにも隔離収容政策のみに偏し
ているからであり現在においてこの改
正を看すには更に大いなる破綻が生じ
るものと思ふ。患者をして真に自
覺せしめ善むと感謝をもつて療養生活
をなさしめる為には、彼等の人格的尊
厳を事実をもつて知らしめ、且つ患者
より信頼せらるゝに価する職員であ
る。』——これはちよつと字が違つてい
るのじやないかと思つてあります

が「職員である為その向上と充実を計
らねばならない。吾々は現行療養所法
の欠陥を是正し職員の定員過少より患
者を働かせざるを得ぬ如き療養所の官
制定員を早急に是正し更に危険と不当
なる輕蔑誤解を冒しつゝ勤務する職員
の待遇改善をするやう訴へ続けてき
た。云々」といふ言葉がございすが、
私はここに確かに中心をついたものが
あると思つてあります。一般社会よ
り強制隔離される以上は、その大きな
精神的あるいは物質的損害に對しまし
ては、度を過ぎると思はれるほど十分
なる福祉的対策を患者諸君にするとい
ふことなかつたしましては、この基本
的人権でありますところの一般社会に
住む自由、職業の自由あるいはその他
の社会的政治的自由を侵害することを
正当づけることはできないのでありま
す。そういう意味において、この療養
所法の今回の改正案の根本の精神とい
ふものがやはり患者諸君の言ひがごと
く、依然として取締り立法的なもの
に重点が置かれております。昨日療養
所を訪問いたしましたが、患者諸君の
訴へでは、この法律の字數からいつて
半分以上はそれだと強く言われてお
りましたけれども、その点私は本法案の
立法の根本精神といふものが、もつと
福祉的なものにならなければならぬ、
もつと徹底的なものになつて、福祉的
なものにプラスするに取締り予防とい
ふことになつて参りますれば、患者諸
君の誤解を解き、そして患者諸君の
賛成を得るのじやないかと思つてあ
ります。○山口(正)政府委員 お答え申し上げ
ます。ただいま長谷川先生から今回の

らい予防法の案が取締り立法に偏して
おつて、患者の福祉を考慮しないとい
う点がありはしないかというお尋ねで
ございます。御承知のように現行癩
予防法は、明治四十年に制定されまし
て、その後数回の改正はございました
が、現行癩予防法は非常に表現が簡単
でございます。また患者の福祉という
面につきましては法文上の規定があまり
盛りられておりませんので、私どもは
患者の福祉ということを考え、かつ癩
が伝染性疾患であるという観点に立ち
まして、今回の法律原案を作成いたし
たのでございます。その表現を現行
法よりもさらに詳細にし、また患者の
福祉という面につきまして、国立療養
所の中におきます患者の福祉あるいは
残された家族の福祉という面も考
えまして、それらの規定を原案に盛
り込んだわけでございます。御説明申
し上げるまでもないことと存するので
ございますが、癩は伝染性疾患である
というところは、現在各国の学者が認
めているところでございます。細菌学
的な検査、あるいは統計学的な調査に
よりまして、癩が伝染性疾患である
ということにつきましては、疑いの入れ
ないところなのでございます。ただそ
の伝染力というものがつきましては、
強弱いろいろ議論があるところでござ
います。ただ一旦これに感染いたしま
すと、現在の医学をもつていたしまし
ては、これを根絶せしむることがなか
な困難な状況なのでございまして、
その治療に長時日を要するのでござ
います。また疾病の性質上、予防方法が
患者を隔離するという以外に、現在の
ところまだ発見されておられませんの
で、私どもはこの癩という疾病を予防

いたしまして、公共の福祉をはかると
いうためには、やはり患者を隔離する
ということが、ただ一つの方法である
というふうな考えなのでございます。
ただしかしながら、これをただいま仰
せのように、伝染性の患者を隔離いた
しまして、長期間療養所に入つてい
てもらいますので、その間患者が、言葉
の表現はどうかと思いますが、ほんと
うに人間らしい生活ができるというの
はぜひとも必要なことなのでござい
まして、私どもはこの法律原案をつくり
ますにつきましても、その患者が人間
らしい、できるだけ仕合せな生活を療
養所の中において送り得る、また家庭
に残して参りました家族たちに心配の
ないようになさるだけの配慮を払わな
ければならない。また現在まだ癩とい
う疾患に対して一般の人たちに偏見が
残つておりますので、患者並びに家族
の秘密保持という点につきましては、
十分考慮を払わなければならぬ点が
あります。従来もその線で進んで参つ
たのでございますが、今回の法の立案
につきましても、特にその点に力を入
れたつもりでございます。決して患
者を療養所に入所させて、それだけ
で世間から遠ざけてしまふ事は足れり
というふうな考えで今回の法律を立案
したのでございせん。療養所に入
所いたしましたので、そこで十分なる医学
的な療養を受けられ、また患者の福祉
増進、教養を高めるといふような点に
つきましても配慮をとり得るようにな
るに規定いたしました。また現在治療
法が非常に進歩して参りましたので、
早期に治療を受けられれば無菌の状態
になります。そうして将来社会に復帰
し得る状態になつて参りまして、社会

に復帰しました場合、職業につき得る
ように所内において更生指導のいろい
ろの施設を講ずるよう規定いたしま
した。また従来から要望されておしま
した入所患者の児童、年少者に対しま
して、義務教育あるいは高等普通教育
が受けられるように措置するといふ規
定も設けたのでございまして、その他
くどういふのでございまして、親族の福
祉あるいは未感染児童の福祉につきま
しても、今度の法文の中に規定を盛り
込みまして、もし御可決いただきます
れば、この法に基きまして私どもは患
者の福祉という点に十分意を注いで、
また秘密保持という点に十分考慮を
この癩予防行政をやつて行きたいとい
う気持ちでありまして、法の立案の精神
は決して患者を療養所にとどめてし
まへばいいというふうな考えは毛頭ご
ざいせん。その点立案に当りました
者といしましてはつきり申し上げて
おきたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 ただいま局長から
福祉の問題は十分考慮であるというお
話でありましたが、しかも今局長が言
われまして、この法案に福祉の
問題を取上げておられますのは、第四章
福祉という制度であります。この中
にありますが、患者を一時救護する
ことができる。あるいはまた残した親
族に對しましては、療養所の所長が必
要に応じて所員をやつて生活保護法に
かけられるように努力してやる。ある
いはまた未感染児童を収容してやると
いふようなわずから四條に關すること
であり、そのほかに厚生施設等のこと
がございすけれども、たとえば第十五
條、十六條、二十八條等にその患者が
療養所から一歩も外に出ることができ
ない。もちろんわずかの例外が書かれ
てありますが、そして無断で外出を
し、あるいは歸つて来ることになれ
ば、場合によつては二十八條で拘留そ
の他罰則がある。こういうことであれ
ば、患者諸君にしてみればこれはわれ
われにとつては取締法であると感じる
のは私は當然だと思ひのであります。
人間生活にとつて一番大事なものは自
由であり、また希望でありまして、
この法律を見ましてどこにそういう希
望や自由を感じ得るようなものがあり
ましようか。こんな程度の福祉の考
え方では、患者諸君がこれに對して反抗
するのはむしろ當然であると私は考
えられるのであります。もちろん感染の
おそれある患者に對しましては、本
案に規定しておりますように、国立療
養所から原則として一歩も外へ出られ
ないという方針をとるのは當然である
と思ひます。けれども今日国立療養所
の中には、薬剤等の進歩のために相当
の軽減をし、感染のおそれない患者も
おられるのであります。本法案の十五條、
十六條、二十八條を見ますと、そ
ういふ患者もひとまとめにして療養所から
出られないというふうなふうに読まれ
るのである。そういう点が大きな問題
だと思ひます。一休今日療養所の中には感
染をするおそれのないという患者はど
のくらいあるのか、そのパーセン
テージをお示し願ひたい。

○山口(正)政府委員 ただいま長谷川
先生から、第四章の福祉という面では
わずかに一時救護あるいは親族の福
祉、児童の福祉しか盛りられてないじや
ないかというお話でございますが、第
四章に盛りられておりますものは患者の
家族、あるいは同じことでございます
が未感染児童というふうなものに對す
る福祉の面を規定してあるのでありま
して、入所していただきます患者につ
きましては、第三章の十二條、十三條、十四
條等におきまして、福祉増進、更生指
導あるいは入所患者の教育といふこと
も規定しております。その内容を充
實いたす点につきましては、国立療養
所において今後できるだけ努力をし
て行くといふふうに政府内部では考
へておるのであります。私どもとしま
しては、この法案に盛り込まれた事項
に従ひまして患者の福祉という点に
できるだけの努力をして参りたいと思
ひます。

○曾田政府委員 ただいま提案してご
ざいます法案の第六條によりまして
「都道府県知事は、らいを伝染させる
おそれがある患者について、らい予防
上必要があると認めるときは、当該患
者又はその保護者に対し、国が設置す
るらい療養所に入所し、又は入所させ
るよう勧奨することが出来る。」、以
下各項続いておられますが、これは癩を
伝染させるおそれがあるものにつ
いて、癩予防法上必要があると認め
るときに限つてこの積極的な勧奨をいた
すということになつておりますので、少
くとも今後この癩療養所に意を反して
多少とも他の意見をもつて入所させる
というふうな場合には、このような事
態に限られることとなりますので、本
人が所内における不自由といふことを
感じますれば、この必要以外の者で入
所を希望しない者は、入所の義務がな
いということになるわけでございま
す。ただ考えられますことは、本人に
義務はないけれども、やはり全治に至
つておられないというふうな意味で、在

所を希望するという者が療養所内に残るという事は考えられます。また治療方法が進んで参りましたため、初め伝染の危険があつた者も危険がなくなる、あるいはほとんど実質的には治癒と考へられてよろしいような状況になつたものという者が出て参りました。昨年のもたしか三十名足らずの者がさような認定を受けて退所いたしました。昨年の次第でございまして、それにもかかわらず本人が希望して在所いたしましたという場合には、将来他にそういういわば回復者の収容施設というものは、これは予防上の見地というよりも、むしろ純粋に社会福祉的な施設というふうなものが設けられるようになります。そういう施設に収容されるべき人たちは、そういう施設が将来において必要になつて来るものと予想いたしておりますが、今日においてはまだそういう人たちは数がきわめて少ございまして、非常にお気の毒ではあります。もしも御本人が希望されるならば、一般の患者と同じ規律に従つていただくという事になつております。その規律に従うことが意に反するならば、さような方は自由に退所できるということになつております。

なお所内のいろ／＼福祉の面につきましては、先ほど公衆衛生局長から一通り御答弁いたしましたので、重ねて御要求がございせんければ省略させていただきますかと思ひます。職員の方等について先ほど質問がございましたが、今日非常に職員が手薄でございまして、そのために職員も苦勞いたしておりますし、また患者にも十分療養の

手が伸び切らないという実情は私も率直に認めておるわけでございまして、こういう事態は一時も早く改善して参りたいというふうな考えをもち、本年度予算には人員の増は見込んでございせんけれども、昭和二十九年の予算の中にはかなりの人数を増員したいと考えている次第であります。

○長谷川(保)委員 先ほど伺ひました感染のおそれのない患者の、全患者に対するパーセンテージはどのくらいになるか。

○曾田政府委員 この御質問に対しては、私も療養所内において感染の危険度がどの程度でどうかというふうなことで程度をきまして、部類わけをすることを試みなければならぬというので、いろ／＼各療養所長及び職員の人たちにはかつておるわけでございしますが、なか／＼この問題は實際的にむづかしい問題でございまして、先ほど申し上げたように、まず事実上入所の必要がない程度にまで治療をしたものというふうな判定された者が、昨年は大ざつぱに申し上げて約一万人の収容患者があるわけでございまして、そのうち三十名退所いたしているようなぐあいでありまして、それ以外のものにつくましましては、感染の危険は相当減じつつあるというふうには認められますけれども、退所してもよろしいという段階にまではまだ至つておらないと考えております。

○長谷川(保)委員 これは實際の額行政の点では私は非常に重要な問題だと思ひますが、昨日多摩の療養所に参りまして、すでに本年になつて相当数の退院者があるようでありまして、これは退院者の数だけで、そういう

う人たちの数を勘定することはできなからうと私は思ひます。というのにはやはり、一度額と烙印されたため家郷に帰ることができない、帰りたいくないという人も相当にあると思ひます。それから、そこにも本法がただ単なる取締、予防ではなくして、相当大きく福祉的な面を取り入れなければならぬ。なおつたらずに帰れということではなしに、やはり残つてやつて行かなければならぬ事情が多分にあると思ひます。昨日療養所に参りまして、職員の方々の秘密会で伺つてみますと、この軽快者の方々を作業に使うために、一緒に置くことは大きな問題だ。つまり彼ら自身は軽快しているけれども、重症者のところに自由に入出入りする。それがまた自由に療養所を出入りすることになつて、これではわれわれ職員自身もたまつたものではないうといふことを申し上げておきます。一方また療養所の所長に伺ひますと、それらの人々に去られてしまつて療養所の運営ができないう、作業の助手として働いてくれないければ、療養所の運営ができないう苦衷を訴えておられます。ともかくも今日各療養所におきまして、感染のおそれがないというところから、一時増省をさせる人の数は相当にあるらしいわけでありまして、これらの人々に対しては、もしも今曾田局長の言われましたように、別個の施設をつくりまして、そしていわば後保護施設と申しますか、あるいはコロニー施設と申しますか、そういうものをつくつて、それらの諸君は別個に収容して保護する。これはむしろ更正施設に近いものでありましようが、別途に分離して収容保護いたしまして、それらの

諸君は自由に一般社会との交通ができる、あるいはまたそこで特別に社会復帰のための職業教育をするとか、あるいは家族が自由に入出入りするのために、そこに宿屋の設備をしてやるとか、あるいはまた特別な教育を十分にできるような施設をしてやるとか、さらに本人の願ひによつては終身そこに住んでもよろしいというふうな十分な社会保障をしてやる、こういうようなことができて、今日進みました療養の治療によつて、軽快者は間もなく病院を出て、そしてあそこに行けば自由になるのだ、本人の意思によつては十分な保護がされるのだというふうなことが、今日この法案の中に盛り込まれておれば、私がさつき申し上げました自由と希望という点において、患者自身に大きな光を与えるだろうと思ひます。そういう面は、たとえば第五章につくつたらいいだろうと思ひます。第五章にそういうものがあるに、そして十二分に入られれておりますならば、たとひ重症の人に与へても、もしも自分がなおればあそこに行ける、後顧の憂いなく療養できるといふ感じを十分に与えるだろう。こういう点がここに盛り込まれていないといふことが、実に残念な点であると思ひます。ただいま、将来においていとお話がありましたが、そういう点を思い切つてそこまで修正なさつてはどうかと思ひますが、厚生省の御意見を承りたいのであります。

○山口(正)政府委員 ただいま医務局長からも答弁申し上げましたように、現在におきましては、長谷川先生のお尋ねに對してパーセンテージのはつきりした数字は申し上げておりません

が、非常に数が少いというように私もは考へておりますが、将来医学の進歩に伴ひまして、またそういうふうなことは當然考へて行かなければならぬといふふうな私どもも考へておるわけでございまして、現在のところ数が非常に少い、また感染の危険性というものは相対的なものであるといふふうな私どもも考へますので、現在入つております患者につきまして、所長が必要と認めます場合には、十分の措置を講じて外出できるというふうなことをしております。また数はわずかずつてはございますが、軽快して社会に復帰し得る者もできて来ておりますので、そういう面について、先ほど申し上げましたように、更生指導のための措置を講ずるといふふうにして現段階を進んで行きたいと考へておるわけであります。

○長谷川(保)委員 これは今申しましたように、患者諸君の非常な反響を受けておるわけであります。私はこれをこのまま通すといふことはぜひいふ問題だと思ひます。というのは、彼らは今日プロミンで治療するという大体の見通しがついておられますので、以前と違ひまして、非常に紳士的になつております。それならば、しかしもし希望を失ひますならば、彼らは非常な絶望のあまり、自暴自棄の行動に出るといふことは當然予想されるのであります。これは当然予想されるのであります。われ／＼と違ひまして、非常に気の毒な運命を負ひました彼らに、そういうふうなことをさせてはならない。私は万全を盡して彼らを慰め、彼らを励まし、彼らを希望の門に連れて行くといふことのために努力しなければならぬと思ひます。今日申しましたように、この法案がそういう福祉の

が、非常に数が少いというように私もは考へておりますが、将来医学の進歩に伴ひまして、またそういうふうなことは當然考へて行かなければならぬといふふうな私どもも考へておるわけでございまして、現在のところ数が非常に少い、また感染の危険性というものは相対的なものであるといふふうな私どもも考へますので、現在入つております患者につきまして、所長が必要と認めます場合には、十分の措置を講じて外出できるというふうなことをしております。また数はわずかずつてはございますが、軽快して社会に復帰し得る者もできて来ておりますので、そういう面について、先ほど申し上げましたように、更生指導のための措置を講ずるといふふうにして現段階を進んで行きたいと考へておるわけであります。

たい。長谷川委員の御質問中へござい
ますけれども、これは緊急にひとつお
取上げを願つて、この委員会の意向を
おきめ願いたいと思います。

○長谷川（保）委員　ただいま外から秘
書を通して連絡がございまして、全生
園の患者が園長引率のもとにバス二台
で来ている、厚生関係の方々、政府の
責任者等に面会したいとのことでござ
います。きょうはこういうわけであり
ますから、多分自粛いたしまして、バ
スの中から出ないで、園長の監督のも
とにわれ／＼に陳情したい、こういう
ことであらうと思います。関連して申
し上げます。

○小島委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○小島委員長 速記を始めて。

○長谷川(保)委員　なお政府に對しま

して、本法案について幾多お尋ねしな

ければならぬ点がございますけれども

本日は時間の関係上あとの質問を

留休いたしました。これを以て私の質料と丁切の終了。

○中村（高）委員　二の法務の審義この

○中村、高ノ倉員　この辻堂の審議は、

な患者の二とでありますし、また私も

自分の近くに全生園がありますので

で、たびくもう患者の協議会からも

出て来てくれろという再々の連絡があ

りまするので、私もたびく行つて直

接患者の諸君とも面会もいたしている

のでありますが、要するにこの諸君

の言うことは、自分たちは確かに世間か

らいやがられる病人ではあるけれど、

何となしに自分たちに加えられて来る

この療養生活というものが、何か暗い

感じを与えられる、何か処罰をされる

ような、どこかに収容されるような、

〔午後一時十三分秘密会を終る〕

○小島委員長　なお秘密会において記録いたしました速記録中、特に秘密と認められる部分につきましては、理事の諸君と協議の上、印刷配付いたさないことにいたしますから、さよう御了承を願います。

本案に対する爾余の質疑は後日に譲り、本日はこれにて散会いたします。次会は明日午前十時より開会いたします。

午後一時十五分散会

昭和二十八年七月十日印刷

昭和二十八年七月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局